

令和元年10月から介護保険サービスの利用者負担が変わりました

令和元年10月から消費税率が10%へ変わったことに伴って、令和元年10月以降に利用する介護保険の利用者負担も変更になりました。

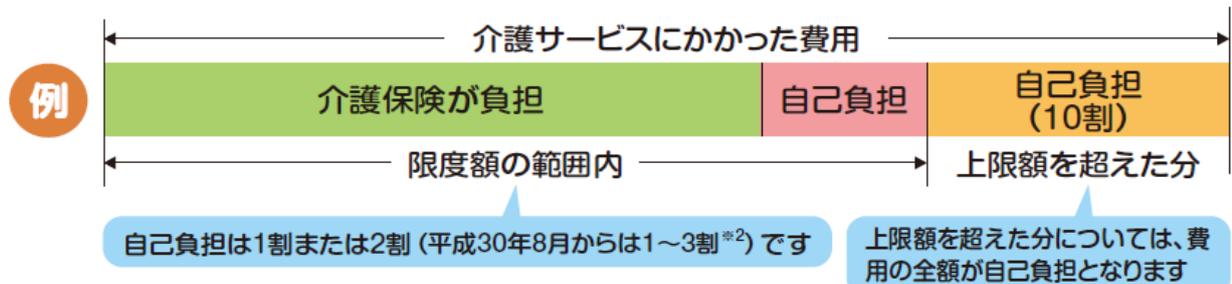
ただし、引き上げ分(2%)がそのまま上乗せされるわけではありません。サービスによって上乗せ率は異なりますが、全体で平均0.39%の上乗せとなります。

サービス利用の上限額も変更されました

主な在宅サービスでは、1ヶ月に介護保険で利用できる上限額(支給限度額)が決められていて、それを超えて利用した分は利用者が全額負担します。介護報酬改定によって利用者負担が引き上げられたため、今までと同じサービスを利用しても上限を超えてしまう人が出てくることから、利用者の負担が増えないように、支給限度額も引き上げられました。

これまでの支給限度額(1ヶ月)		令和元年10月からの支給限度額(1ヶ月)	
要介護状態区分	支給限度額	要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5万0,030円	要支援1	5万0,320円
要支援2	10万4,730円	要支援2	10万5,310円
要介護1	16万6,920円	要介護1	16万7,650円
要介護2	19万6,160円	要介護2	19万7,050円
要介護3	26万9,310円	要介護3	27万0,480円
要介護4	30万8,060円	要介護4	30万9,380円
要介護5	36万0,650円	要介護5	36万2,170円

* 実際の支給限度額は、金額ではなく単位で決められており、サービス提供事業所の所在地やサービスの種類によって1単位当たりの報酬額が異なります。上記の表は、利用できる金額の目安として、1単位10円で計算しています。



2割負担となる人 本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

※2 3割負担となる人 本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

平成30年8月から